

事務連絡  
令和2年8月13日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

### 医療的ケア児等医療情報共有システムの運用開始について（周知依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省において、「医療的ケア児等医療情報共有システム（Medical Emergency Information Share：MEIS）」を構築し、本格運用を開始しましたので、お知らせします。

MEIS は、医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、その対応に当たる医師・医療機関（特に救急医）等が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステムです。

医療的ケア児等が医療機関に搬送された際、MEIS のホームページにアクセスしていただくことにより、救急サマリー（MEIS に登録された情報のうち救急現場で特に必要性が高いと想定される項目情報を抽出したもの）を閲覧することが可能です。

なお、MEIS の登録情報については、基本的に患者家族が登録を行いますが、医療情報については主治医等に入力や確認をお願いする場合があります。現場の多くの医師、医療機関等にご活用及びご協力をいただきたく、貴下団体会員等への周知方につき、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 記

- 1 厚生労働省の案内サイト  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09309.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html)
- 2 MEIS のログインサイト  
<https://meis.mhlw.go.jp/user/login>
- 3 参考資料

- (1) 「医療的ケア児等医療情報共有システム (MEIS) について」
- (2) 「「医療的ケア児等医療情報共有システム (MEIS)」の救急時の具体的なご利用方法」

以上

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係  
Tel : 03-5253-1111 (内線 3037、3102)  
shougaijishien@mhlw.go.jp